

介護保険  
制度

月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります【平成29年8月から】



Q. 高額介護サービス費とは？

A. 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。(該当する方には、介護保険課からお知らせが送られてきます。)

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	37,200円(世帯)	<b>44,400円(世帯)</b> ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に、年間上限額(446,400円)を設定。
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q. どんな改正が行われるの？

A. 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

＜高額介護サービス費の見直し後の適用例＞

		平成29年	7月	8月
<b>A世帯</b> ・市民税が課税されている ・2割負担  ※現役並み所得相当の方ではない場合	月々の上限	37,200円	→ 44,400円	
	年間の上限	なし	なし	
	サービス利用者			
<b>B世帯</b> ・市民税が課税されている ・1割負担  サービス利用者	月々の上限	37,200円	→ 44,400円	
	年間の上限	なし	446,400円(新設)	
	サービス利用者			
<b>C世帯</b> ・市民税が課税されていない ・1割負担  サービス利用者	月々の上限	37,200円	→ 44,400円	
	年間の上限	なし	446,400円(新設)	
	サービス利用者			

【問】介護保険課 ☎(0879)52-2519

第5次さぬき市障害者計画および  
第5期さぬき市障害福祉計画  
策定委員の公募委員を募集します。

- 募集人数 2名
- 応募資格  
さぬき市にお住まいの満20歳以上の方  
原則として平日に開催する会議(年4回程度)に出席可能な方
- 応募期間  
平成29年8月1日(火)から平成29年8月15日(火)まで
- 応募方法  
応募用紙を市ホームページからダウンロードするか  
長寿障害福祉課・各支所窓口でお受け取りいただき、持参・郵送または電子メールにて提出してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問】長寿障害福祉課 ☎(0879)52-2516

男女共同参画意識調査 アンケート を  
実施します

- 調査対象 ① 18歳以上の市民 2,000人  
② 市内の事業所 80社
- 回答方法 アンケート調査票を郵送しますので、同封の返信用封筒で返送してください。
- 回答期限 8月25日(金)

仕事だけでなく暮らしも充実させ、ゆとりある暮らしを实践しようという、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進や「女性活躍推進法」制定など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

時代の流れを的確に把握し、次の「第2次さぬき市男女共同参画プラン(後期計画)」の基礎資料とするためアンケートを実施しますので、ご意見を広くお聞かせください。

回答へのご協力をお願いします。  
※調査結果は、さぬき市のホームページで公表します。

【問】男女共同参画・国際交流推進室 ☎(087)894-1660

